

## 飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

### 第 185 回 パート社員の年金加入拡大。健康保険も対象？

2007.1.21

現在、厚生労働省（厚労省）の諮問機関である「社会保証審議会の年金部会」では、パート労働者に対する厚生年金の適用範囲を拡大することを検討していること、ご存知だろうか？具体的には、「正社員の4分の3かつ週30時間以上」働くパート労働者が対象となっている現在の厚生年金加入条件について、「正社員の半分かつ週20時間以上」に引き下げようという動きである。

本来は2004年の年金制度改革時に実行される予定だったが、産業界からの強い反発もあって、「2009年をめぐりに再検討する」と先送りされた経緯があるものである。

パート労働者の比率が高まる中、一定以上のパート労働者の待遇を正社員並みに引き上げ、結果として厚生年金の加入者数を増やすというのが厚労省の狙いであろう。

たとえば、朝10時から、中1時間休憩して午後4時まで働くパートの人、実質、1日5時間勤務ということになる。皆さんの企業の中にも、たくさんいらっしゃると思われる。これらの人は、週4日以上働くと、社会保険へ強制的に加入させよ...ということになる。パートで働く人の就業理由は色々であろう。月曜から土曜日まで、今までと同じ条件で働きたいと思っていた人は、週約9,000円、年間およそ45～47万円、実質収入が減る、ということになってくる。当然ながら、1月18日に同部会が業界・労使関係団体に実施した意見聴取では、パート社員を多数雇用している外食産業の業界団体が「店舗閉鎖に追い込まれる」と猛反発するなど、産業界の反対は根強いようだ。

また、パート労働者には国民年金第3号被保険者として保険料を免除されている人、また短期でのパート労働を考えている人もいて、一概にメリット・デメリットを論ずるのは難しいという側面もあろう。実現のハードルは決して低くはないといえそうである。

こうした状況の中、厚労省は年金適用範囲の拡大が実施された場合、健康保険組合や政管健保への加入も対象とする方針を打ち出している。企業は年金と健康保険を一体的に運用しているため、扱いを変えるべきではないというのがその理由である。さらに、介護保険を対象とする案も出ているようである。

どうも厚労省という役所、実業の社会を全く分かっていないところである。「パートで働く人は弱者であり、正社員並の社会保険にしてあげないと、可哀想！」こんな、思い上がった思い込みから、何時までたっても抜けきれないでいる。自分達の不正や不公平行為を棚に上げ、一体誰のための改革だと思っているのか！旧態依然とした役所である！！

これら全てが実現すると、企業が支払う料率は14%～16%になると試算され、パート労働者の手取り額も大きく下がることになり、さらに大きな反対運動が予想されるだろう。

（IKG ホームページ <http://www.ik-g.jp> 税理士事務所サイト・注目記事 1/19 より）